

第3章 政策分野別基本方針と基本政策



第1節 市民が主役のまちづくりの基本方針と基本政策

▶ 目標

誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民主体のまちづくりが行われ様々な支え合いの仕組みが整っている「人と地域が輝くまち」を目指します。



▶ 基本方針

市民生活のあらゆる場面で誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民が自ら魅力的で住みよいまちの実現に向けて取り組むことができる環境や様々な支え合いの体制が整った地域社会を形成していくため、市民・団体に向けた意識啓発や支援・相談体制を充実するとともに、多様な主体の連携を促進します。

▶ 基本政策

自治基本条例⁷の理念に基づいた本計画による市政運営では、社会経済状況が変化していく中であっても、確実に市民に対する行政サービスを提供していくことはもとより、自治・まちづくりの主役である市民一人ひとりが、様々な分野において地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、課題解決に向けて主体的に取り組む「新しい公共」を推進していく視点が重要となります。

「新しい公共」を推進していくためには、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現していく中で、誰もがまちづくりに主体的に関わることができるよう、条件の整備と機運の醸成を図っていく必要があります。

これからも、人権問題の解決に向けて積極的に取組を進めながら、非核平和友好の推進、男女共同参画社会⁸の形成、ユニバーサルデザイン⁹の推進に取り組む、市民一人ひとりが個性と能力を発揮できるまちの実現を目指します。

それらの取組とあわせて、地域自治区⁶制度を始めとする自治の仕組みを一層活用していくとともに、多様な市民活動の促進、まちづくりを担う人材の積極的な育成等に取り組む、市民主体のまちづくりに必要な条件の整備と機運の醸成を図ることにより、市民が自らの活動を通じてこのまちの暮らしをより豊かなものと感じ、地域やまち全体の豊かさの向上につながる「市民が主役のまちづくり」を一層推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、互いに相手の立場に配慮することにより、思いやりにあふれ、安全で安心して暮らすことのできるまちをともに作りましょう。
- 住みよいまちや、まちの未来についてともに考え、自らの個性や能力をまちづくりの場で発揮しましょう。
- 人と人、人と地域、地域と地域が様々な形で支え合う、住みよいまちをともに作りましょう。

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

1 防災・防犯分野

▶ 目標

日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えが整い、安全・安心に暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えを整えるため、関係機関や市民、地域との連携の下で、危機管理体制を強化するとともに、必要な対策や体制構築を推進します。

▶ 基本政策

市民の生命・身体・財産の安全が確保されることは、当市で暮らし続けていく上で最も基本的な条件であり、これらを脅かす地震・津波・風水害・地すべりなどの自然災害や、原子力災害のような大規模災害に対する被害の回避・軽減を図るため、日頃からの備えやそれらが発生した時に迅速に対応できる体制を構築しておくことが重要です。

また、火災のような日常的な災害に対しては、常備消防¹⁰体制の整備とともに消防団や自主防災組織⁴を中心とした身近な地域での防災力の確保が重要であり、さらに、これらは大規模災害に対する日頃の備えとしても大きな役割を果たすものです。

犯罪や交通事故の発生を未然に防止するためには、日頃から市民一人ひとりの意識啓発や知識の普及はもとより、地域ぐるみの防犯活動も重要となります。

そのため、これからの市政運営では、東日本大震災の教訓や現代社会での犯罪・事故の発生状況や様々な地域の状況の違いを踏まえて、大規模災害や日常的な災害への備えや対応力の確保・強化や、防犯・交通安全対策を推進していきます。

特に、防災・防犯面での対策・対応には自助・共助¹¹の力が不可欠であることから、高齢化や担い手不足の現状を踏まえた上で、市民一人ひとり、身近な地域、関係機関や団体がそれぞれの役割を果たす中で、地域全体の連携体制を一層強化しハード・ソフト面から備えを整える政策・施策に力を入れていきます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 災害・犯罪・交通事故から自らの安全を自ら確保することができるよう、日頃から備えを整えましょう。
- 暮らしの安全・安心を支える力を高める地域ぐるみの活動をともに盛り立てましょう。

第3章 政策分野別基本方針と基本政策



第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

2 環境分野

▶ 目標

市民一人ひとりに環境に対する意識が根付き、自ら行動することにより、豊かな自然が大切に守られ、良好な環境の中で心地よく暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

市民一人ひとりが環境に対する意識を持って自ら行動に移すことにより、豊かな自然を大切に守り、良好な環境を保っていけるよう、市民の暮らしに身近な地域環境の保全と地球環境の保全の双方の観点から効果的な政策・施策を推進します。

▶ 基本政策

環境問題は、人々の生活の根幹に関わる問題であり、わが国のみならず国際社会全体での対応から、暮らしに身近なところでの市民一人ひとりの意識や行動まで、それぞれの段階や役割に応じて継続的な取組が必要です。

当市での暮らしにおいて、都市的な生活利便性を確保しつつも、豊かな自然を身近に感じることができるとは大きな魅力であり、これからのまちづくりにおいても大切な視点です。

このような認識の下、地球規模での環境問題を念頭に、市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、具体的な行動に取り組むことにより、当市の地域資源である豊かな自然環境を大切に守り、継承していくとともに、自然と共存した快適な生活環境を維持することが必要です。

そのため、これからの市政運営では、市民一人ひとりの環境意識の醸成や具体的な行動を通じて、ごみの減量と再資源化による環境負荷の軽減や、市民の安全で安心な生活環境の確保、当市の豊かな自然環境の保全を図るため、地域環境の保全に向けた政策・施策を推進していきます。

また、当市における省エネルギー化や再生可能エネルギー¹²の導入促進、環境学習などを通じた地球温暖化対策など地球環境の保全に貢献していきます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

●地域の身近なところから市民・事業者・行政が一体となって、自然環境の保全、ごみの減量、省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用、地球温暖化の防止など具体的な環境保全のための行動を起こしていきましょう。

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

3 健康福祉分野

▶ 目標

誰もが生涯を通じて心と体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

市民誰もが生涯を通じて心と体の健やかさを保ち、安心して自分らしく暮らせる環境を整えるため、支援が必要な人に対して確実にサービスを提供するとともに、市民の健康づくり活動への支援を行います。また、関係機関や市民・各種団体との連携、市民活動の促進を通じて、安心できる福祉環境づくりや子育てしやすいまちとしての魅力の向上を推進します。

▶ 基本政策

生涯を通じて自らの心と体の健康を保ち、自分らしく暮らしていけることは全ての市民の願いであり、また、暮らしの中で家族を育み、支えていく上での安心感の確保は、まちの暮らしやすさを実感する上で大切な要素です。

このため、年齢や障害の有無を問わず、子育てや介護などの市民のライフステージに合わせて、複雑化・多様化する時代や社会経済状況の変化を的確に捉えた医療・福祉・介護・子育てサービスを提供していくことが必要です。

このことを踏まえ、これからの市政運営では、上越市健康増進計画⁵⁹に基づき、保健指導や健康講座等により市民の心と体の健康の維持・増進を図るとともに、必要な時に必要な医療が受けられるよう、地域医療体制を充実し、健康寿命¹³の延伸を推進します。

高齢者に対しては、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるよう、介護予防や生きがい・居場所づくりを推進するほか、支援が必要な人の見守り体制を強化します。障害等のある人には、発達障害を含めた障害のある幼児の就学のための支援、就労や社会参加のための支援を充実し、地域や関係機関などと緊密に連携しながら、安心と支え合いの福祉を推進します。

また、高い都市機能²や豊かな自然環境の双方を備え、地域のコミュニティが根付いている当市の良好な生活環境をいかし、引き続き、母子の健康保持、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる取組を進めるとともに、子どもの育ちと子育てを支える保育環境や保育サービスを提供するなど、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 健康診断や相談窓口を有効に活用し、自らの心と体の健やかさを保ちましょう。
- 地域ぐるみの健康づくり活動をともに推進しましょう。
- 子どもの健やかな育ちと子育てへの支援、高齢者福祉など、生涯を通じて暮らしの安心を地域ぐるみで支え合う体制をともに作りましょう。

第3章 政策分野別基本方針と基本政策



第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

4 産業・経済分野

▶ 目標

力強く自立性の高い地域経済が構築され、生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

力強く自立性の高い地域経済を構築し、市民が生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいを持って暮らしていくための条件を整えるため、市内の企業や商工団体等の意欲ある取組への積極的な支援、直江津港のエネルギー拠点化や新産業・ビジネス機会の創出に取り組むとともに、時宜を得た誘客促進や仕組みづくりによる交流人口拡大、地域の雇用環境の改善に取り組みます。

▶ 基本政策

地域経済の発展は、まちの持続的な発展に不可欠な要素であり、地域産業は、市民がこのまちで暮らし続けるための雇用の場であると同時に当市が特色あるまちづくりを進めるための貴重な自主財源となる税収の源でもあります。

外的要因の影響を避けられないグローバル経済の中にあっても、自立性の高い地域経済を構築し、地域産業の一層の競争力強化や地域内での経済循環を促進させるとともに、交流人口の拡大による地域経済の活性化が必要です。

また、安定的な雇用の確保はもとより、個人の価値観やライフスタイルの多様化を受けて、市民が自らの職の選択肢が確保されていることや、安心して、やりがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

そのため、これからの市政運営では、地域のものづくり産業や商業などに携わる事業者が、社会経済情勢の変化に対応して自ら競争力を高めることができる内発型の経済基盤の形成や、当市の立地条件をいかした物流・貿易面での拠点機能の向上、新たな企業誘致や地域資源をいかした産業振興などを推進し、足腰の強い産業基盤の確立を推進します。

また、交流圏域拡大のチャンスを最大限にいかし、多様な地域資源の磨き上げや広域からの誘客促進、市内での回遊性の向上を通じた観光振興に取り組むとともに、各種スポーツ大会やコンベンションを通じた交流機会の拡大を一層推進し、交流人口の拡大を通じた地域経済の活性化を図ります。

雇用面では、若者や女性、障害のある人などへの就労支援の充実とともに、UIJターン¹⁴の促進を図り、生きがいとやりがいを生む雇用の創出に取り組めます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 産業支援策や地元企業間の連携を有効に活用し、力強く自立性の高い地域経済をともに構築しましょう。
- 地域資源の磨き上げや情報発信、来訪者の受け入れ態勢構築にともに取り組みましょう。
- 広域交通体系の充実や誘客促進等の推進によるビジネスチャンスをいかして、経済の活性化を図りましょう。
- 誰もが生き生きと働ける就業環境をともに作りましょう。

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

5 農林水産分野

▶ 目標

なりわいとしての農林水産業や農山漁村に活力があり、そこから生み出される多様な恵みを受けて豊かに暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

産業としての農林水産業や農山漁村を活性化し、生産活動に対する喜びを生み、市民がそこから生み出される多様な恵みを受けることができるよう、担い手の育成や経営安定化に向けた意欲ある取組に対して積極的に支援を行うとともに、地域の支え合いにより中山間地域の集落や農林業の維持・活性化を推進します。

▶ 基本政策

海・山・大地の豊かな自然環境を有する当市にとって、農林水産業は、地域に多様な豊かさをもたらし、発展を支えてきた大切な産業であると同時に、このまちならではの暮らしや風土、歴史・文化の形成に大きな役割を果たしてきました。

このような基本認識の下、先人から引き継いできた農林水産業を産業として振興していくことはもとより、当市が誇れるなりわいとして、健全な形で次世代に受け継いでいくことが私たちの使命と考えます。

また、農林水産業は、農山漁村のコミュニティ形成にも密接に関わっていることから、地域コミュニティや集落の維持・活性化に向けた取組との連携により政策・施策を展開していく必要があります。

さらに、農林水産業が持つ多面的機能は、都市部も含む市民全体にかけがえない恩恵をもたらすものであり、その機能を維持していくとともに、恵みをいかした産業の振興や暮らしの豊かさの向上に取り組む視点も必要です。

そのため、農林水産業全般について、経営安定化による担い手の確保を進めるとともに、農業では、持続的な営農体制の構築や生産基盤の強化による生産性の向上、林業・水産業では、そこから生み出される資源の新たな利用価値にも着目した資源の保全を推進するなど、時代の変化に対応した農林水産業の振興を推進します。

特に中山間地域の農業・林業については、地域の人口減少や高齢化、世帯構成の変化の状況を踏まえるとその維持・活性化が喫緊の課題であり、市民の暮らしを守る観点や里地里山の保全といった観点からも、地域の支え合いを通じてその多面的機能の維持を図ります。

また、食育活動の推進など、農・食を通じた市民の生きる力の向上に向け、取組を推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 農林水産業への支援策や企業等との連携を有効に活用し、農林水産業の可能性を高めましょう。
- 生産者・消費者・事業者・行政が一体となり地産地消の取組を推進しましょう。
- 中山間地域の公益的機能を市民共有の財産として理解しあい、みんなで支えましょう。

第3章 政策分野別基本方針と基本政策



第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

6 教育・文化分野

▶ 目標

学び高め合う環境が整い、まちの歴史・文化が誇らしく感じられ、心豊かに暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

市民が学び、高め合い、まちの歴史・文化を誇らしく感じられる環境を整えるため、子どもたちの生きる力を培う教育環境の質の向上や、地域ぐるみで支える体制の構築、学びを通じた人づくり・地域づくり、まちの歴史・文化の継承・活用や、市民の文化・芸術・スポーツ活動の振興に取り組みます。

▶ 基本政策

将来ある子どもたちの健やかな成長は、市民誰もが願うことであり、その子どもたちが郷土に対する誇りや愛着をもてるようにしていくことは、まちの持続的発展にとって大切なことです。

また、地域固有の歴史・文化の継承・活用や、一人ひとりの個性や関心に応じた学びや文化・芸術・スポーツ活動は、まちの活力を生み出す源泉となるだけでなく、それらに関わる人の暮らしを一層豊かなものとしします。

このような認識の下、教育面では、子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付け、感性を磨き身体を鍛えるため、学校教育の質の向上を図るとともに、地域の子どもは地域で育てるとの考えの下、地域ぐるみで子どもたちの健全でたくましい心身を育み、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、高めていくことができる環境を整えていくことが必要です。

文化面では、地域固有の歴史・文化が継承・活用され、それらが市内外の人々から当市の魅力として映り、市民にとって誇らしい存在となっていくとともに、市民の生涯学習や文化・芸術・スポーツ活動の活性化や、他の地域との交流促進を通じて新たな活動につなげていくことが必要です。

そのため、子どもたちにとってより良い学校教育環境の整備や、学校運営協議会¹¹⁵の効果的な活用、地域ぐるみの教育の推進等により、学校教育の質の向上に取り組みます。

また、時代の変化に対応し、市民の学びに対するニーズを踏まえ、誰もが楽しく生きがいを感じながら充実した時間を過ごせるような学びの場の提供や、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、市民によるスポーツ活動の推進や競技力の向上、多様な文化・芸術活動の活性化を通じた社会教育・文化活動を推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 学校・家庭・地域で連携し、子どもたちの健やかな育ちを支えましょう。
- 生涯を通じた学びや、文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、ともに地域の活力を高めましょう。
- まちの歴史・文化への理解を深め、その継承・活用にとともに取り組みましょう。

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

7 都市基盤分野

▶ 目標

暮らしと産業を支える機能的・安定的な都市基盤が整い、魅力的な空間の中で快適に暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

社会経済状況の変化に対応し、市民の暮らしや産業を支える機能的・安定的な都市基盤を整え、魅力的な空間を形成していくため、計画的なインフラ¹⁵の整備・維持を推進するとともに、総合的な公共交通ネットワークの構築、地域特性をいかすための土地利用や空間形成を推進します。

▶ 基本政策

暮らしや産業に必要な機能の確保や豊かな国土の保全のための規制や誘導、様々な都市基盤の整備は、限りある土地を有効活用し、市民の暮らしに必要な共有財産を形成していくための大切な取組です。

このような認識の下、今後のまちづくりでは、道路や公園、上下水道、都市ガスなど、市民生活を送る上で安全かつ快適な都市基盤が、将来にわたって効果的かつ効率的に整備・維持されることが重要であり、水道・都市ガスのようなライフラインは安定的な供給に加え、適正で安定した価格で供給されていることも重要です。

公園を始めとする各種公共施設は、市民の安らぎや交流の場として効果的な整備・運用が必要であり、これまで整備してきた公共インフラの老朽化に対応して計画的な維持・補修が必要です。

また、地域の個性となる景観は、市民の関わりの下、良好に保全・形成していくことが必要です。

そのため、財政状況や時代の変化に対応し、暮らしと産業を支え、まちの持続的な発展につながる魅力的な都市空間づくりに向けた計画的なインフラの整備や維持に取り組むとともに、市民や交通事業者とともに生活の足として、また広域交通の二次交通¹⁶としての総合的な公共交通ネットワークの形成と、利用促進に取り組み、機能的・安定的な都市基盤の整備を推進します。

また、市民、事業者への意識啓発やルール of 適正な運用などを通じて計画的な土地利用を進めるとともに、市民参加の下、地域の個性をいかした景観づくりを推進することにより、魅力的な空間形成を進めます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 市民・事業者・行政が一体となって、魅力的な都市空間づくりを進めましょう。
- 公共交通の必要性を認識し、積極的に利用するとともに、市民・事業者・行政が一体となって公共交通の利用促進活動に取り組みましょう。